

日本がん検診・診断学会 休会に関する規程（定款施行細則第5号）

（平成25年7月19日制定）

- 第1条 本会の会員は、海外留学、出産・育児、療養またはその他の理由で本会の会員としての義務を遂行できない場合には、休会を申請することができる。
- 第2条 休会期間の会費は免除とする。ただし、その期間は当法人会員としての資格及び権利は享受できないものとする。
- 第3条 休会を申請する会員は、所定の書式に従い必要事項を記載して速やかに学会事務局宛てに届け出なければならない。
- 第4条 休会した会員が復帰する場合は、復帰願いを提出するものとする。
- 第5条 休会期間は、休会の申請を学会事務局が受理した日から、最大で3年までとする。
- 第6条 休会期間が3年を超えたものは退会したものとみなす。但し、正当な理由がある場合には復帰を申請できるものとする。